

有料職業紹介事業に係る返戻金制度

返 戻 金

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	80%
(2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	60%
(3) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	30%

【注意事項】

- 返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。
- また、求人者の都合による退職・解雇の場合はこの返戻金制度は適用しません。

事業者情報

許可番号 37一ユ一300133

事業所の名称及び所在地

株式会社ジョブローテーション

香川県高松市東浜町一丁目 3 番地 1 JAG ビル 2 階